

市区町村別集計項目(推進体制等)

島根県	
市区町村数	19

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
								有			無	有			無		
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
						13	13	12				19					
32	201	松江市	男女共同参画課	1	1	1	1	松江市男女共同参画推進条例	2005年3月31日	2005年3月31日		第2次松江市男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1		
32	202	浜田市	人権同和教育啓発センター	1	2	1	1	浜田市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		浜田市男女共同参画推進計画(第3次) - 浜田市DV対策基本計画 -	2016年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
32	203	出雲市	市民活動支援課	1	2	1	1	出雲市男女共同参画のまちづくり条例	2005年12月16日	2005年12月16日		第4次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	0		
32	204	益田市	人権センター	1	2	1	1	益田市男女共同参画推進条例	2014年3月28日	2014年4月1日		第4次益田市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
32	205	大田市	人権推進課	1	2	1	1	大田市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		第2次大田市男女共同参画計画	2016年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
32	206	安来市	人権施策推進課	1	2	1	1	安来市男女共同参画推進条例	2014年3月26日	2014年4月1日		第4次安来市男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	0		
32	207	江津市	人権啓発センター	1	2	1	1	江津市男女共同参画推進条例	2001年3月21日	2001年4月1日		第3次江津市男女共同参画推進計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1		
32	209	雲南市	人権推進室	1	2	1	1	雲南市男女共同参画推進条例	2004年11月1日	2004年11月1日		第2次雲南市男女共同参画計画 気づいて築くうなんプラン	2015年4月 ~ 2025年3月	1	1		
32	343	奥出雲町	町民課	1	2	1	1	奥出雲町男女共同参画推進条例	2009年3月19日	2009年3月19日		第二次奥出雲町男女共同参画計画	2016年4月 ~ 2022年3月	1	1		
32	386	飯南町	住民課	1	2	1	0	飯南町男女共同参画推進条例	2018年6月15日	2018年6月15日		第2次飯南町男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
32	441	川本町	まちづくり推進課	1	2	0	1	川本町男女共同参画推進条例	2005年12月22日	2006年4月1日		第2次川本町男女共同参画推進計画	2016年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
32	448	美郷町	人権同和对策室	1	2	0	0				0	美郷町男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1		
32	449	邑南町	町民課	1	2	1	1				0	第二次邑南町男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
32	501	津和野町	つわの暮らし推進課	1	2	1	1	津和野町男女共同参画推進条例	2010年3月31日	2010年4月1日		第2次津和野町男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2028年3月	1	1		
32	505	吉賀町	税務住民課	1	2	1	1				0	第2次吉賀町男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
32	525	海士町	健康福祉課	1	2	0	0				0	海士町男女共同参画推進計画	2011年4月 ~ 2022年3月	0	1		
32	526	西ノ島町	総務課	1	2	0	0				0	西ノ島町男女共同参画計画	2018年11月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
32	527	知夫村	総務課	1	2	0	0				3	知夫村男女共同参画計画	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1		
32	528	隠岐の島町	地域振興課	1	2	0	0				0	第三次隠岐の島町男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		

<選択肢回答>

所属 1 首長部局 2 教育委員会	庁内連絡会議 1 有 0 無	男女共同参画に関する条例 現在の状況 1 2022年3月末までの制定を目途に検討中 2 2021年度以降の制定を目途に検討中 3 その他 0 検討していない	男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係 1 一体 0 一体でない 計画の策定方法 1 単独計画として策定 0 総合計画の一部として策定	現在の状況 1 策定に向け検討中 0 策定予定がない、検討していない
事務所掌 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 2 1ではない	諮問機関 1 有 0 無			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営			
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			3							1	2	3	0	0	3	0	0
32	201	松江市	松江市男女共同参画センター	ブリエール	690-0061	島根県松江市白潟本町43 スティックビル3F	0852-32-1190	0852-32-1191	https://www1.city.matsue.shimane.jp/shiminsoudan/danjyo/priere_index.html		○	○			○		
32	202	浜田市															
32	203	出雲市	出雲市男女共同参画センター	くすのきプラザ	693-0011	島根県出雲市大津町2096-3	0853-22-2055	0853-22-2157	https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1143162819936/index.html	○		○			○		
32	204	益田市															
32	205	大田市															
32	206	安来市															
32	207	江津市															
32	209	雲南市	雲南市男女共同参画センター		699-1334	島根県雲南市木次町新市3	0854-42-1767	0854-42-1839	https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kurashi/machidukuri/jinken/center.html		○	○			○		
32	343	奥出雲町															
32	386	飯南町															
32	441	川本町															
32	448	美郷町															
32	449	邑南町															
32	501	津和野町															
32	505	吉賀町															
32	525	海士町															
32	526	西ノ島町															
32	527	知夫村															
32	528	隠岐の島町															

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

島根県

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)															
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業										その他
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究		
			3					3	3	2	3	1	3	3	1	1		
32	201	松江市	松江市男女共同参画センター	2005年3月31日	0	5	1,790	○	○	○	○		○	○				
32	202	浜田市																
32	203	出雲市	出雲市男女共同参画センター	2007年4月1日	0	3	2,306	○	○		○		○	○				
32	204	益田市																
32	205	大田市																
32	206	安来市																
32	207	江津市																
32	209	雲南市	雲南市男女共同参画センター	2008年4月1日	3	2	1,004	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
32	343	奥出雲町																
32	386	飯南町																
32	441	川本町																
32	448	美郷町																
32	449	邑南町																
32	501	津和野町																
32	505	吉賀町																
32	525	海士町																
32	526	西ノ島町																
32	527	知夫村																
32	528	隠岐の島町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			5			8	0	0.0	10	0	0.0	11	0	0.0	11	0	0.0	3,300	125	3.8
32	201	松江市	2010年10月16日	松江市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	3	0	0.0							887	53	6.0
32	202	浜田市				1	0	0.0	1	0	0.0							-	-	
32	203	出雲市	2005年12月16日	出雲市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							-	-	
32	204	益田市				1	0	0.0	1	0	0.0							250	8	3.2
32	205	大田市				1	0	0.0	1	0	0.0							439	13	3.0
32	206	安来市				1	0	0.0	1	0	0.0							391	11	2.8
32	207	江津市	2009年12月22日	江津市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							223	8	3.6
32	209	雲南市	2013年9月30日	雲南市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							502	16	3.2
32	343	奥出雲町										1	0	0.0	1	0	0.0	115	0	0.0
32	386	飯南町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
32	441	川本町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0
32	448	美郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	104	7	6.7
32	449	邑南町	2014年11月1日	邑南町「男女共同参画推進の町」宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	39	1	2.6
32	501	津和野町										1	0	0.0	1	0	0.0	114	3	2.6
32	505	吉賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	51	2	3.9
32	525	海士町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0
32	526	西ノ島町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
32	527	知夫村										1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
32	528	隠岐の島町										1	0	0.0	1	0	0.0	96	3	3.1

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都 道 府 市 区 町 村	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定(産休を含む)」はいつ制定されたか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
		5	1の合計	16	4	0	12		2			12	12	12	12	13	12	
		3	2の合計	0	12	12	4		14			0	0	1	1	3	1	
		0	3の合計	3		4	0		0			0	0	0	0	0	0	
		11	4の合計	0								7	7	6	6	3	6	
32	# 松江市	2		松江市議会	1	1	3	2		1		松江市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 第2条第5項 議員報酬を受ける者にして病气その他私事の事由により職務に専念できない月が引き続き3ヶ月を超えた場合には、その報酬は半額を減ずる。	4	4	4	4	1	2
32	# 浜田市	1	浜田市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、浜田市に勤務する職員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」といふ。)によって戸籍上の氏を改めた後、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」といふ。)を文書等に使用するのに関して必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、経費な文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓の使用をすることができる。	浜田市議会	1	2	2	1	浜田市議会委員会条例 第14条第2項 委員は出産のため欠席するときは、出産予定日の前日(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。	2		1	1	1	1	1	1	4
32	# 出雲市	2		出雲市議会	1	2	3	2		2		4	4	4	4	1	1	
32	# 益田市	1	益田市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者に申し出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員の間で使用している文書、経費な文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	益田市議会	1	2	2	1	益田市議会会議規則 第2条 職員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の前日(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
32	# 大田市	1	大田市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は任命権者に申し出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員の間で使用している文書、経費な文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	大田市議会	1	1	2	1	大田市議会会議規則 第2条 職員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開始前までに議長に届け出なければならない。 2 職員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の前日(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
32	# 安来市	1	安来市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、市長に申し出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員の間で使用している文書、経費な文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	安来市議会	1	2	2	1	安来市議会会議規則 第2条第2項 職員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の前日(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はいつ制定されたか。」	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い							
1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
32	##	江津市	4	江津市議会	1	2	2	1	江津市議会議員規則 (欠席の届け出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の期前時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の前日(多胎妊娠の場合においては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1	江津市議会議員報酬等に関する条例 (議員報酬の額)第2条 2 議会の議員が次に掲げる事由以外の事由で一定の割合の期会の日からその定例会から起算して同後の定例会の最終日までの間の定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、議員協議会、会派代表者会議又は特別委員会(以下「議会の会議」という。)を全て欠席した場合、2回後の定例会の最終日までの属する月の翌日から議会の会議に出席した日の属する月の前月までの当該議会の議員の月額報酬は、前項の規定にかかわらず、同属各月に定める議員報酬の月額に100分の80を乗じて得た額とする。 (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年江津市条例第301号)第3条第2項の規定により議長が公務又は通勤により死亡と認定した災害 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症候感染者保有者	1	1	1	1	1	1
32	##	雲南市	1	雲南市議会	1	1	3	2	雲南市議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 議員は、市長に申し出ることにより、法令等に抵触するおそれがなく、専ら議員の期で使用している文字、姓名な文字等で職務執行上又は事務処理上誤解や混同を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	1	1	2	2	2	2	4		
32	##	奥出雲町	4	奥出雲町議会	1	2	2	1	奥出雲町議会議員規則 (欠席の届出) 第2条第2項 議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の前日(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1		
32	##	坂南町	4	坂南町議会	1	2	2	1	坂南町議会議員規則 欠席の届出 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の前日(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1		
32	##	川本町	4	川本町議会	1	1	2	1	川本町議会議員規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の期前時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の前日(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	2	1		
32	##	美郷町	2	美郷町議会	3				美郷町議会議員規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の期前時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の前日(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	4	4	4	4	4	2	4		
32	##	邑南町	4	邑南町議会	1	2	2	1	邑南町議会議員規則 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の前日(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産予定日の日8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1		

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																					
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定は、いつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない														
コ ロ ニ ヤ	村 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
32	##	津和野町	4		津和野町議会	1	2	2	1	津和野議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、職務、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、又は遅刻するときは、その理由を付けて、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。	2						1	1	1	1	1	1		
32	##	吉賀町	4		吉賀町議会	1	2	2	1	吉賀町議会規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
32	##	富士町	4		富士町議会		3											4	4	4	4	4	4	
32	##	西ノ島町	4		西ノ島町議会		1	2	3	2								4	4	4	4	4	4	
32	##	知安村	4		知安村議会		3											4	4	4	4	4	4	
32	##	隠岐の島町	4		隠岐の島町議会	1	2	2	1	隠岐の島町議会会議規則 第2条 議員は、公務、職務、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付けて、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1

調査時点 調査関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都 道 区	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。			
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	へ防1 止・ 理にハ あ規関 らる定 すメ 等るメ 置向 しけト	相に2 談問・ ハ ら を議 置向 しけト	向防3 け止・ 研にハ 修らハ るを 行メ て員ト	4 ・ そ 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。
		0	0	0	0	0	0	0		1	2		1
		0	1	7	0	0	0	0		5	1		14
		0	0	12	0	0	0	0		13	0		4
		19	18	0	0	0	0	0		0	16		
32	市 松江市	4	4	3						3	1		2
		<p>松江市議会議員の通称等の使用に関する規定</p> <p>(趣旨) 第1条 この規程は、松江市議会議員(以下「議員」という。)の、議会における通称等の使用に係る手続について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用の範囲) 第2条 議員は、次の各号に定める通称等を使用することができる。</p> <p>(1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第3項の規定により認定を受けた通称</p> <p>(2) 氏名に用いられている漢字のうち、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通称用字による漢字(電話番号が添えられているものについては、括弧の外のものをいう。)又は戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第84号)別表第2に掲げる漢字(以下これを「通称用字等」という。)と異なる字体によって記載されている字体をその対応する通称用字等に変更した氏名</p> <p>(3) 婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により、氏を改めた者の婚姻等の前の戸籍上の氏</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる事項については、通称等を使用することができない。</p> <p>(1) 履歴に関する届出書類</p> <p>(2) 辞職願</p> <p>(3) 議員報酬、費用弁償その他支給に関する書類</p> <p>(4) 源泉徴収票の名義</p> <p>(5) 徴収票等の申請</p> <p>(6) 在職証明書等各種証明書</p> <p>(7) 市議会議員共済会に関する各種届出書類</p> <p>(8) 前各号に掲げるものほか通称等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの</p> <p>(特例) 第3条 通称等を使用しようとする議員は、議長に対し、通称等使用申請書(様式第1号)により申請しなければならない。</p> <p>(承認) 第4条 議長は、前条の申請が第2条の規定に該当する場合には、特段の事情がない限り、通称等の使用を承認するものとする。</p> <p>2 議長は、前条の申請に対する承認の可否の結果を、通称等使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により、当該申請書に通知するものとする。</p> <p>3 承認された通称等は、第2条第1項に定める使用の範囲に特段の変更がない限り使用を継続することができる。</p> <p>(停止の届出) 第5条 議員は、議長の承認を受けて通称等を使用している場合において、その使用を中止しようとするときは、通称等使用中止届出書(様式第3号)を議長に提出しなければならない。</p> <p>(義務) 第6条 通称等を使用する議員は、その使用に当たり、議員活動及びその関連する事務処理に阻害及び混乱を生じないよう努めなければならない。</p> <p>(経理) 第7条 この規程に定めるもののほか、議員の通称等の使用に関し必要な事項は、議長が定める。</p>											

都 市	市 区 区	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの 具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問9 議員の利用すること できる保育施設等が議会 に設置または提供されて いるか。	問10 議員の利用すること できる授乳室等が議会に 設置または提供されてい るか。	問11 議会におけるハラスメン ト防止に関する取組を 行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、 行っている取組みは、次の うちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合 該当部分の案文(本文)を 記入してください。	問14 男女共同参画に関する研 究(ハラスメント防止に関 するもの以外)を行って いますか。	問15 議会において、通称又は 旧姓の使用を認めています か。	問16 問15で、1.を選択した場 合該当部分の案文(本文) を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画 のために実施しているこ とがあればご記入ください。		
コ コ イ ド	村 町 区	1. 人員及び場所の設置 または提供がされている。 (臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の 設置または提供がされて いる。(臨時のものも含 む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置さ れている。(常設) 2. 授乳室に必要な場所 の設置または提供がされ ている。(臨時のものも 含む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後 取組む予定もない。	へ防1 止・ 相に2 談・ 理にハ あ取組 らる定 すス 等なメ ン規 が定	4 ・ そ の 他 その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後取組む予定である。 3. 行っておらず、今 後、取 組む 予定 もな い。	1. 明記した規定があり、 認 めて い る。 2. 明記した規定はない が、 運 用 上 認 め て い る。 3. 明記した規定がなく、 運 用 上 も 認 め て い ない。 4. 明記した規定がなく、 過 去 に 使 用 し た 事 例 も 判 断 し た こ と も ない。		1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	
32	##	浜田市	4	4	2				3	4	1	浜田市地域防災計画 対策本部組織及び業務内容 ・班別: 設置調査班 ・班員: 人権平和教育啓発センター ・業務内容: 避難所の設置、管理に関すること。 防災対策推進上の留意点 ・多様な視点に配慮した防災対策の推進 地域における生活者の多様な視点を反映した 防災対策の実施により、地域の防災力向上を 図るため、防災会議の事務局への任命など、防災 に関する施策・方針決定過程及び防災の現場 における女性や高齢者、障がい者などの参画を 拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を 取り入れた防災対策の確立に努める。 災害復旧事業計画の作成 ・被災地の復旧・復興にあたっては、男女共同 参画の観点から、復旧・復興のためのあらゆる場 ・組織に女性の参画を推進する。
32	##	出雲市	4	4	3				3	1	2	出雲市議会議員の通称名等の使用に関する規 程 (趣旨) この規程は、出雲市議会議員(以下「議 員」という。)が議会において使用する氏名につ いて、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89 号)第86条第1項及び第91条に規定する通称の 使用が認定された氏名(以下「通称名」という。) の使用又は議員が婚姻、異子縁組等の事由(以 下「降格等」という。)により降格の氏名を改めた後 引き続き、若しくは一定期間経過後降格等の前 の降格の氏名を使用することについて、必要な事 項を定めるものとする。 (通称名等の使用) 認定 議員は、議長の承認を受けたときは、次 に掲げる事項を除き、通称名又は降格等の前 の降格の氏(以下「通称名等」という。)を使用 することができるものとする。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 議員証明書 (3) 経歴照 (4) 報酬、費用弁償及びその他支給に関する 書類 (5) 選挙権放棄の名義 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 全国市議会議員共済会に関する各種届出 書類 (9) その他通称名等の使用によって業務上の 混乱が生じる恐れがあると議長が判断するもの
32	##	森田市	4	4	2				2	4	2	
32	##	大田市	4	4	2				1	4	2	
32	##	安芸市	4	2	3				3	4	3	
32	##	江津市	4	4	2				2	2	2	
32	##	雲南市	4	4	2				2	4	2	
32	##	鹿出町	4	4	3				3	4	2	
32	##	福渡町	4	4	2				2	4	2	
32	##	川本町	4	4	3				3	4	2	
32	##	栗園町	4	4	3				3	4	2	
32	##	赤井町	4	2	2				2	4	2	
32	##	津和野町	4	4	3				3	4	3	
32	##	高野町	4	4	3				3	4	2	
32	##	備前町	4	4	3				4	4	2	
32	##	西ノ島町	4	4	3				3	4	3	
32	##	知夫村	4	4	3				3	4	3	
32	##	国統の島町	4	4	3				3	4	2	